

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第1回 議事要旨

- 1 日時 平成25年5月30日(木) 15:00～17:00
- 2 場所 総務省10階 共用会議室1
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、佐伯 仁志(座長代理)、森 亮二(座長代理)、木村 たまた、
古賀 靖広(随員:毛利 政之)、曾我部 真裕、高田 昌彦(随員:正垣 学)、長
田 三紀、松井 敏彦(随員:久住 仁)、山下 純司

(欠席:森川 博之)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)
齋藤 晴加(データ通信課長)
玉田 康人(消費者行政課長)
小川 久仁子(消費者行政課電気通信利用者情報政策室長)
森里 紀之(消費者行政課課長補佐)

4 議事概要

(1) 開会

- ・安藤総合通信基盤局電気通信事業部長挨拶

(2) 緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会の進め方について

- ・開催要綱案の承認の後、座長に長谷部恭男構成員が選任され、座長代理に佐伯仁志構成員、森亮二構成員が指名された。
- ・事務局から本検討会の公開等について説明が行われ、了承されるとともに、営業上の秘密及びセキュリティ上の理由により、座長から第1回に係る会議及び資料は非公開とする旨の説明が行われた。

(3) 議題

ア 緊急時等におけるGPS位置情報の取扱いについて

(ア) 事務局説明

(イ) 事業者からの説明

- ・株式会社NTTドコモ
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンクモバイル株式会社

イ 自由討議

(4) 閉会

5 議題に関する議論

事務局から、緊急時のGPS位置情報の取扱いに関する現状・目的、主な課題、その取得・提供に関する整理についての基本的な考え方等について説明がなされた。事業者から、外部からGPS位置情報を取得するために必要な諸条件等について説明がなされた。これらを踏まえた自由討議における主なやり取りは以下のとおり。

○GPS位置情報を取得する条件について

- ・GPS位置情報が取得されていることは、端末の鳴動によってわかり、現在の仕様では鳴動させずにGPS位置情報を取得することはできない。
- ・電池の保ち具合との関係で、利用者においては必ずしもGPS機能をONにしているものではない。
- ・東日本大震災の際には携帯電話が水没した事例もあったと聞いている。仮に、このような場合には、GPS位置情報を取得することはできないが、保存している範囲で基地局情報を提供することが可能なきもある。このように、基地局情報とGPS位置情報のどちらがとれるかはその時の条件による。

○実際の運用について

- ・今後想定されるGPS位置情報の要請件数については、正確な数字はわからない。場合によっては基地局情報の方が有効である場合もあるかと思う。
- ・基地局情報の提供要請においては、基本的に要請は紙でいただくが、緊急を要する場合に要請文を後日送付として、取り急ぎ位置情報を提供するような場合もあり、柔軟に運用している。
- ・GPS位置情報の方がプライバシー性が高いということは、利益権衡の観点から、基地

局情報よりも条件がより厳しくなるのではないかという考え方もあり得る。同様の観点から、要救助者の置かれている条件が同じ場合であっても、基地局情報とGPS位置情報で提供できるか否かが異なることも考えられる。

○緊急避難該当性の判断について

- ・ 現行の運用でも救助機関側から緊急避難該当性を尋ねられる場合があるが、事業者側の情報だけでは判断できない。救助機関側でもその旨を認識していただきたい。
- ・ 緊急避難該当性は、まずは救助機関で判断していただき、事業者としては相当性、信頼性の判断になるかと思う。

○要請時の情報提供について

- ・ 救助機関から事業者への要請文には様式があり、その中で客観的に緊急避難性が認識できる程度の情報を記載していただいている。
- ・ 救助機関が事業者にGPS位置情報の提供を求めるにあたって、救助機関において、必要な要件を満たしている旨の判断の相当性が担保できるに足りる情報を事業者に提供する必要があると考えることが適切だと思われる。もっとも、救助機関が保有する情報と、事業者提供される情報ではレベルが違うため、事業者が救助機関と全く同じように判断することを求めるのは難しいのではないと思われる。
- ・ GPS位置情報の提供要請の際においても、救助機関から事業者への情報提供については、現行の基地局情報の運用と同様のものが想定され、要請文や電話等により、緊急避難に該当する旨が事業者においても判断できる程度の情報提供が必要と考えられる。

○要請主体について

- ・ 配偶者に対して暴力に及んでいる者が、暴力を受けている被害者の所在を把握するため、虚偽の申告をし、その結果、被害者の位置情報が提供されてしまうのではないかと懸念については、通報者と事業者との間に警察等を挟むことによって、そのような嘘の通報がされづらくなり、事業者としても一定の信憑性があるとして対応できると考えられる。
- ・ 要請元としては警察、海上保安庁、消防のほか、大規模災害時の場合等には自衛隊も想定されるが、これ以上要請主体が拡大されるのは望ましくないのではないかと。

以上